

技術提案・交渉方式に関するガイドラインについて



防災・メンテナンス基盤研究センター
建設マネジメント技術研究室

室長 森田 康夫 主任研究官 川俣 裕行 研究官 大野 真希

交流研究員 近藤 和正 交流研究員 天満 知生 交流研究員 山地 伸弥

(キーワード) 技術提案・交渉方式、公共工事の品質確保の促進に関する法律、多様な入札契約方式

1. はじめに

2014年6月4日に公布され、即日施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第56号）」により、「公共工事の品質確保に関する法律（平成17年法律第18号）」（以下「品確法」という。）第18条に「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）が規定された。建設マネジメント技術研究室では、国土交通省が設置している「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会（座長：小澤 一雅 東京大学大学院工学系研究科 教授）」において審議する技術提案・交渉方式に関するガイドラインの原案の検討を行ったのでその概要を紹介する。

2. 技術提案・交渉方式の基本的な考え方

技術提案・交渉方式とは、品確法第18条の規定から以下の3つが主要な要素となっていると考えられる。

- ①当該工事の性格等により仕様の確定が困難である場合に適用することができる（発注の実績等を踏まえる）。
- ②技術提案を公募し、その審査結果を踏まえて優先交渉権者を選定する。
- ③優先交渉権者との工法、価格等の交渉結果を踏まえて仕様を確定し、予定価格を定め契約する。

また、工事の性格等により仕様の確定が困難である場合として、技術提案・交渉方式の適用が想定される工事として表に示す2つが考えられる。

さらに、技術提案・交渉方式では、契約形態として以下の3つのタイプが考えられ、それぞれの契約形態の概要を図に示す。

- タイプA：交渉により「設計」と「施工」を一括して契約
- タイプB：交渉権者と「設計」を契約し、「設計」の完成後に交渉し、「施工」を契約
- タイプC：交渉権者と「設計」技術協力業務を契約し、「設計」の完成後に交渉し、「施工」を契約

表 技術提案・交渉方式の適用が想定される工事

工事(案)	①発注者が最適な仕様を設定できない工事	②仕様の前提となる条件の確定が困難な工事
適用が想定される工事の考え方(案)	<ul style="list-style-type: none"> 通常の工法等では施工条件・事業目的を満足できず、施工者固有の技術の導入が必要であるが、コンサルタントによる設計では最適技術の選定が困難な工事。 発注者のこれまでの経験等をもとに作成する標準案以上に適した技術が存在する可能性がある工事。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様の前提となる条件の把握に関して制約があり、仕様を確定するための条件把握が困難で、施工条件・構造物の状況に合わせた工法などの選定の必要がある工事。 災害からの復興事業や地域経済に大きな影響を与えるプロジェクトの早期着手・完成・供用を図るため、調査・設計・施工の事業プロセス全体で発注者・設計者・施工者の技術を集約する必要がある工事。 など

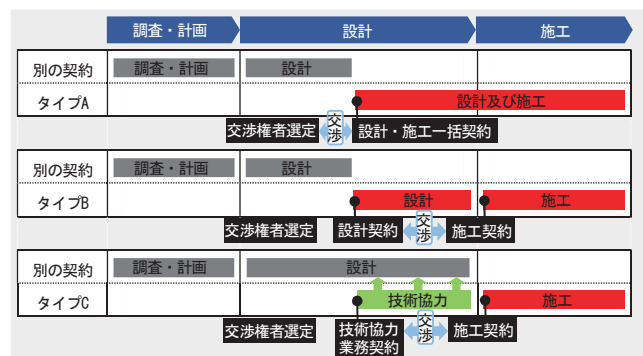


図 技術提案・交渉方式における契約形態の概要

3. 技術提案・交渉方式に関するガイドライン

基本的な考え方を踏まえ、技術提案・交渉方式に関するガイドラインでは技術提案・交渉方式を具体的に運用する際に必要な手続き等を提示している。

【参考・関連するWEBサイトのURL】

詳細は、下記URLより建設マネジメント技術研究室のHPを参照いただきたい。

<http://www.nilim.go.jp/lab/peg/index.htm>